

# **2.3GHz帯における第5世代移動通信システム の普及のための特定基地局の開設計画の 認定に係る審査結果**

総合通信基盤局

令和4年5月

令和4年総務省告示第51号（2.3GHz帯における第5世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針。以下「開設指針」という。）に係る特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）の認定申請について、令和4年2月28日（月）から同年3月31日（木）までの間に申請受付を行った結果、KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社（以下「KDDI／沖縄セルラー電話」という。）（KDDI／沖縄セルラー電話は地域ごとに連携する者として申請しているため、これらの申請については、開設指針第8項第2号の規定に基づき、1の申請とみなす。）1者から申請があった。については、本申請について、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の13第4項及び開設指針第8項第4号の規定により、次のとおり審査を行う。

申請された開設計画が満たすべき最低限の基準である絶対審査基準について、次のとおり審査を行う。

絶対審査基準 審査結果	
KDDI／沖縄セルラー電話	
開設計画が開設計針に照らし適切なものであること。（電波法第27条の13第4項第1号）	
開設指針第2項 開設指針の対象とする特定基地局の範囲	
<p>特定基地局の範囲は、次項に規定する周波数を使用する4G基地局（以下「4G特定基地局」という。）及び5G基地局（以下「5G特定基地局」という。）とする。（開設指針第2項）</p> <p>※4G基地局 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第19号。以下「設備規則」という。）第49条の6の9又は第49条の6の10に規定する技術基準に係る無線設備（設備規則第49条の6の9に規定する技術基準に係る無線設備から発射される電波の中継を行う設備規則第49条の6に規定する技術基準に係るものを含む。）を使用する基地局及び陸上移動中継局をいう。（開設指針第1項第13号）</p> <p>※5G基地局 設備規則第49条の6の12又は第49条の6の13に規定する技術基準に係る無線設備（設備規則第49条の6の13に規定する技術基準に係る無線設備から発射される電波の中継を行う設備規則第49条の6に規定する技術基準に係るものを含む。）を使用する基地局及び陸上移動中継局をいう。（開設指針第1項第14号）</p>	<p>・無線設備規則第49条の6の12に規定する技術基準（5G NR（5G New Radio））に係る無線設備を使用</p> <p>5G特定基地局の技術基準に係る無線設備規則に規定する無線設備を特定基地局に使用することとしていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
開設指針第3項 周波数割当計画（令和2年総務省告示第411号）に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項	
<p>特定基地局に使用させることとする周波数は、2,330MHzを超え2,370MHz以下の周波数とする。（開設指針第3項）</p>	<p>・2,330MHzを超え、2,370MHz以下の40MHz幅を希望</p> <p>2,330MHzを超え2,370MHz以下の周波数を希望していることから計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
開設指針第4項 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項	
<p>認定開設者は、認定日から起算して5年を経過した日までに、全ての都道府県に1以上の5G特定基地局を開設しなければならない。（開設指針第4項）</p>	<p>・5年後までに全ての都道府県において、1以上の5G特定基地局を開設する計画としている。</p> <p>認定日から5年後までに全ての都道府県に、1以上の5G特定基地局を開設する計画としていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
開設指針第5項 特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項	
<p>認定開設者は、特定基地局の無線設備に対し、空間分割多重方式</p>	<p>・空間分割多重方式（最大4×4 MIMO）、多値変調方式（256値直交振幅変調）、New RAT への対応、Stand Alone アーキテクチャを特定基</p>

<p>(1の陸上移動局への送信において4以上の空中線を使用するものに限る。)、256値直交振幅変調、キャリアアグリゲーション技術(設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するものをいう。)その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。 (開設指針第5項)</p>	<p>地局の開設の開始時期から導入する計画としている。</p> <p>特定基地局の無線設備に対し、空間分割多重方式(1の陸上移動局への送信において4以上の空中線を使用するものに限る。)、256値直交振幅変調、その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いることとしていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>開設指針第6項 特定基地局開設料に関する事項</p>	
<p>認定開設者は、電波法第27条の13第8項の規定に基づき、本開設指針において認定を受けた開設計画に記載された特定基地局開設料を国に納付しなければならない。 (開設指針第6項第3号)</p>	<p>・特定基地局開設料として、1年当たり60億円を納付することを明記 ※上記のほか、詳細については、絶対審査基準(開設指針別表第2の6)に併せて記載</p> <p>開設計画に記載された特定基地局開設料を納付することとしているため、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>開設指針第7項 高度既設特定基地局の範囲、配置及び運用開始の時期に関する事項</p>	
<p>特定基地局の通信を確保するために、高度既設特定基地局と連携して特定基地局を開設する場合には、開設計画において当該高度既設特定基地局の配置及び運用開始の時期を明らかにしなければならない。 (開設指針第7項第2号)</p>	<p>・高度既設特定基地局を配置・運用する計画はない</p> <p>2.3GHz帯を使用する5G特定基地局について、高度既設特定基地局を配置・運用する計画がないため、本件の記載は不要であり、適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>開設指針 別表第二 開設計画の認定の要件</p>	
<p>1 本開設指針に係る開設計画に記載された全ての特定基地局について、その円滑な整備のため、設置場所の確保(開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組を含む。)、無線設備の調達及び特定基地局の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画並びにその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の1)</p>	<p><b>1 設置場所の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社及び関連会社の基地局(約12万か所)を活用し設置予定。</li> <li>・特定基地局の設置スペースを確保するため、既設基地局の設備の置換・集約や電源設備の共通化・小型化・軽量化、無線機の収容効率向上を実施</li> <li>・無線局の開設に対する地域住民への説明(発射電波の安全性や基地局の耐久性・安全性など)や問合せ対応等を実施。地域住民との円滑な合意形成のための適切な説明をするための人材育成を実施。</li> <li>・インフラシェアリングについて、各形態の活用の合理性を判断の上、インフラシェアリングの相手方との協議、合意に至った場合に活用を進める予定。令和2年よりソフトバンク株式会社と基地局資産の相互利用によって、5Gネットワーク早期整備を推進</li> </ul> <p><b>2 無線設備の調達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信ネットワーク安全・信頼性基準(昭和62年郵政省告示第73号)並びに「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群(令和3年度版)」(令和3年7月7日 サイバーセキュリティ戦略本部決定)及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意</li> <li>・既設基地局の無線設備の納入実績がある複数のベンダーからの調達</li> </ul> <p><b>3 工事業者等との協力体制の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事等に関して、72社との協力体制を構築しており、①協力会社の適性に合わせた委託、②協力会社と一体となったプロセス改善、③研修等により整備工事の基盤として維持・強化を行うこととしている。</li> </ul> <p>設置場所の確保、無線設備の調達及び特定基地局の整備に係る業者</p>

	との協力体制の確保に関する計画を有し、その根拠として具体的な規模・時期・方法等が示されていることから計画は適当と認められる。
	<b>評価：適</b>
2 認定日から起算して5年を経過した日までに、全ての都道府県に1以上の5G特定基地局を開設する計画を有していること（開設指針 別表第二の2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5年後までに全ての都道府県において、1以上の5G特定基地局を開設する計画としている。</li> <li>認定日から5年度までに全ての都道府県に、1以上の5G特定基地局を開設する計画としていることから、計画は適当と認められる</li> </ul>
	<b>評価：適</b>
3 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画を有し、かつ、特定基地局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに当該電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画並びにその根拠を有していること。（開設指針 別表第二の3）	<p><b>1 技術的な検討等の実績</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備構築に関する装置間の干渉検討や、設備導入に向けた実験を通じて技術的な検討、検証の実績を有している。</li> <li>・国際的な標準化団体における活動に参画・貢献をするとともに、わが国が定める技術基準の策定に係る関連会議体へ参加し、国際的な技術標準規格の反映に努めている。</li> </ul> <p><b>2 電気通信設備の調達</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）並びに「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）」（令和3年7月7日 サイバーセキュリティ戦略本部決定）及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意。</li> <li>・エントランス回線は、主として光ファイバを用いて構築し、機器については原則として自社調達をすることとしており、既に導入実績のあるベンダーの製品使用する予定。</li> <li>・バックボーン回線は既に自グループ内で保有しているIP網を利用することとしており、また今後の需要に応じて増強する計画。</li> <li>・交換設備は、5GのSAアーキテクチャに基づく設備を令和3年度に分散配置しており、将来的にVoNRの提供を計画している。また、導入実績があるベンダーから選定。</li> <li>・端末に設備は、LTEや5Gで調達実績のあるベンダーからの調達を予定。</li> <li>・MEC技術は、NSA アーキテクチャでは集約拠点で提供、SAアーキテクチャでは集約拠点に加え、将来は全国の地方拠点における接続を提供予定。</li> <li>・ネットワークスライシング技術については、RANスライシング、コアスライシングの技術評価を実施</li> <li>・中央局内及び中継・加入局内の設備は冗長構成とし、中央局間及び中継・加入局間の伝送路設備は迂回ルートを構築。</li> <li>・事業用電気通信設備は、基本的に遠隔による設備状態の監視、リセット等の制御が可能。</li> </ul> <p><b>3 電気通信設備の運用・保守</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行サービスの運用保守に従事する技術要員（自社及び業務委託）により対応し、今後も技術要員数を維持（オペレーションセンター等要員：872名、保守要員：1,036名）</li> <li>・24時間体制での運用・監視を実施</li> </ul> <p>技術的な検討、実験、標準化等の実績等を有しており、かつ、電気通信設備の調達及び工事並びに運用及び保守に関する計画を有し、その根拠として具体的な時期・方法等が示されていることから、計画は適当と認められる。</p>
	<b>評価：適</b>
4 関係法令の規定に基づき、無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画並びにその根拠を	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線従事者1,310人、電気通信主任技術者69人を確保</li> <li>・無線従事者資格及び電気通信主任技術者資格（伝送交換及び線路）を重点支援資格として位置付け、有資格者の増員に積極的に取り組んでいる。</li> </ul>

<p>有していること。(開設指針 別表第二の4)</p>	<p>無線従事者及び電気通信主任技術者の配置に関する計画を有し、その根拠として現行サービスに従事する要員を主として特定基地局の運用を実施する又は外部委託により要員確保を行う等の方法が示されていることから、計画は適当と認められる。</p>
<p><b>評価：適</b></p>	
<p>5 特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策（天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。）に関する計画及びその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の5)</p>	<p><b>1 人為ミスの防止対策の観点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業手順・ルール策定・遵守を図るため承認プロセスを強化</li> <li>・ 機能安全チェックシートの活用によるリスクの把握と対処</li> <li>・ 類似事例抽出システムの構築・活用</li> <li>・ 人為ミスを防止するための運用業務の自動化の推進</li> </ul> <p><b>2 設備容量の確保対策の観点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基地局のエリア展開計画やトラフィック想定を元に設備の増強</li> <li>・ 5G設備のネットワーク機能の仮想化への取組等（仮想化技術の導入、仮想化サーバ管理人材の育成等）やネットワークスライシング技術の活用による設備リソースの有効利用を実施</li> </ul> <p><b>3 ソフトウェアバグの防止対策の観点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納入されたソフトウェアについて、自社所有検証設備で検証専門の部門が試験・評価を実施</li> <li>・ 試験・評価済みのソフトウェアを1台の商用網に適用した後、順次規模を拡大して全国の設備に適用</li> <li>・ End to Endで電気通信設備を検証できる商用環境の構築、ソフトウェア試験のツール化・自動化等を実施</li> <li>・ 証明書の管理手法の強化、問題発生時の旧バージョンのソフトウェアに切り替える体制構築等を実施</li> </ul> <p><b>4 その他情報セキュリティ対策等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクマネジメント規程、情報セキュリティ基本規程、情報セキュリティ対策基準等を制定</li> <li>・ セキュリティインシデント対応の専門組織であるKDDI-CSIRTを設置し、対応能力強化のため社内演習も実施</li> <li>・ ICT-ISACでの活動、アセット情報管理に基づく脆弱性情報配信と是正対応、セキュリティ人材の育成を実施</li> <li>・ 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）並びに「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）」（令和3年7月7日 サイバーセキュリティ戦略本部決定）及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意</li> <li>・ KDDI CSR調達方針により機器の製造プロセスや情報セキュリティ管理体制等透明化・可視化されておりサプライチェーンリスクに対する対策が製造工程で実施されている機器を調達</li> <li>・ 外部委託先の管理として、外部委託先にセキュリティ要件等の準拠を求めており、準拠していない場合には是正を要求</li> <li>・ 情報セキュリティ委員会（2ヶ月に1回開催）の設置・運営</li> <li>・ 全社システムセキュリティ管理要領、Webアプリケーション管理要領に基づき、セキュリティ監査、ネットワーク脆弱性診断を実施</li> <li>・ セキュリティエンジニアが24時間365日体制で不正侵入、改ざん、DDoS攻撃等のサイバー攻撃を監視</li> <li>・ サイバー攻撃発生時のエスカレーション及び対応フローを定義し、社内HPに掲載</li> </ul> <p><b>5 災害・事故発生時の対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な通信センター間の伝送路の3ルート化以上を実施</li> <li>・ マルチバンド活用による負荷分散等によりふくそうを防止</li> <li>・ 災害時・障害時対応のため車載型基地局（64台）、可搬型基地局（157台）、移動電源車（59台）及び非常用発電機（805台）、ケーブル補修船を配備</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の基地局補完として海上からサービス提供が可能な船舶型基地局（4局）を配備</li> <li>・災害時の基地局補完として1つの基地局で複数の基地局のエリアをカバー可能な大ゾーン基地局（10局）を構築済、令和2年度までに中ゾーン基地局（128局）を構築済</li> <li>・非常連絡用機器類の備蓄、非常用電源装置の燃料、冷却水等の確保及びそれらの輸送手段の確保</li> <li>・システムにはバグが内在しているもの、経年劣化で壊れるもの、人間にミスは起こるものという「フェールセーフ」の考えに立ちシステムの設計や冗長性の確保、設備容量の確保、設置場所の分散化、機能の分散化、ミスを考慮した工事・作業手順確立等を行うことで、電気通信設備の安全・信頼性を確保し事故を防止・最小化</li> </ul> <p>安全・信頼性を確保するための対策に関する計画を有し、その根拠として当該対策を既に実施するなどの実績がある又は具体的な対策方法が示されていることから計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>6 特定基地局開設料の1年当たりの金額が24億円以上であること及び申請者が当該金額に係る資金確保の計画並びにその根拠を有していること。（開設指針別表第二の6）</p>	<p><b>1 特定基地局開設料の額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定基地局開設料として納付する1年当たりの金額は次のとおり60億円／年</li> </ul> <p><b>2 資金の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業等からの資金収支により調達（利益剰余金 KDDI約4.4兆円及び沖縄セルラー電話 約0.09兆円（いずれも令和3年3月期有価証券報告書により確認））</li> </ul> <p>特定基地局開設料の1年当たりの金額が24億円以上であり、特定基地局開設料に充てる資金の確保に関する計画を有し、その根拠として資金確保を証する書類が添付されており、その根拠として電気通信事業に係る損益計算書等が添付されていることに加え、監査法人において資金調達計画、損益計画等の検査を実施したところ、計画に問題がないことが確認できていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>7 特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有していること並びに当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、営業利益の生じる年度（認定日から起算して5年を経過した日の属する年度までに限る。）があること及びその根拠を有していること。（開設指針別表第二の7）</p>	<p><b>1 設備投資額<sup>※</sup></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定基地局の基地局設備への投資額約324億円</li> <li>・交換設備及び伝送路設備への投資額はなし</li> </ul> <p>※令和4年度～令和9年度までの累計額</p> <p><b>2 資金の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業等からの資金収支により調達（利益剰余金 KDDI 約4.4兆円及び沖縄セルラー電話 約0.09兆円（いずれも令和3年3月期有価証券報告書により確認））</li> </ul> <p><b>3 損益</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和9年度までのいずれの年度においても、当期損益は黒字</li> </ul> <p>特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画を有し、その根拠として資金確保を証する書類が添付されており、かつ、当該電気通信事業に係る損益はいずれの年度においても利益を生じる計画を有し、その根拠として電気通信事業に係る損益計算書等が添付されていることに加え、監査法人において資金調達計画、損益計画等の検査を実施したところ問題がないことが確認できていることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>8 法令遵守のための対策、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成29</p>	<p><b>1 法令遵守</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループの行動指針、社内規程等が策定（申請書に添付）され、社内体制も整備</li> </ul>

<p>年総務省告示第152号)に適合した個人情報保護のための対策並びに電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せに対する適切かつ迅速な処理を行うこと並びに広告表示において通信速度、当該通信速度に対応する電気通信役務の提供区域その他の電気通信役務の内容の利用者に明確に伝えることその他の電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策並びに当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の8)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社員への法令遵守に関する教育、研修等や内部監査を実施</li> <li>・社内外からのコンプライアンス相談・公益通報窓口を設置</li> </ul> <p><b>2 個人情報保護</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等に基づき社内規程等を策定(申請書に添付)</li> <li>・個人情報保護を含む情報セキュリティ対策を実施するため、社内に専門組織を設置</li> <li>・社員への情報セキュリティに関する教育・研修や内部監査等を実施</li> </ul> <p><b>3 利用者利益の保護</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話、対面により対応しているほか、問合せフォームにより24時間対応</li> <li>・電話対応者及び販売店従業員の教育・研修を実施</li> <li>・広告表示について、審査部門において通信速度等のサービススペックの事実確認</li> <li>・新規周波数エリアと既存周波数エリアのそれぞれのエリアをわかりやすく把握できるようにエリアマップの色分けを実施</li> </ul> <p>法令遵守並びに個人情報及び利用者利益の保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画を有し、その根拠として社内規程等の添付もあることから計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>9 既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び特定基地局の設置前に当該設置に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該妨害を防止するための特定基地局の設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所及び無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画並びにその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の9)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・干渉調整の窓口(総合調整窓口及び干渉発生時の調整窓口)等を通して放送事業者等との事業者間調整やダイナミック周波数共用管理システムへの特定基地局の諸元登録、特定基地局の停波等を実施</li> <li>・令和8年度までに、5G特定基地局の電波の発射を停止することなく発射する電波の周波数を2,330MHzを超え2,370MHz以下の周波数から2,340MHzを超え2,360MHz以下の周波数へ切り替える機能を開発し、導入する計画</li> <li>・令和3年度情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告2.3GHz帯における移動通信システムの技術的条件の内容を踏まえ、混信対策チーム等を活用し、公共業務用無線局の免許人との事業者間調整や特定基地局の諸元共有、特定基地局の停波や運用帯域幅変更等を実施</li> <li>・ダイナミック周波数共用管理システムを利用し、周波数を空間的・時間的にダイナミックに共用することで2,330MHzを超え2,370MHz以下を使用する放送事業用無線局である放送FPUとの混信を防止</li> </ul> <p>既設無線局等への混信防止等を行う計画を有しており、また、2.3GHz帯を使用する公共業務用無線局及び放送FPU無線局への混信防止対策を行う計画を有し、その根拠として既設の無線局との干渉調整及び窓口設置の実績や具体的な対応策等が示されていることから計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>10 高度既設特定基地局を運用する場合には、当該高度既設特定基地局の運用を必要とする理由、当該高度既設特定基地局の総数並びに使用する周波数ごとの当該高度既設特定基地局の無線設備の設置場所及び運用開始の時期に関する計画及びその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の10)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度既設特定基地局を配置・運用する計画はない</li> </ul> <p>2.3GHz帯を使用する5G特定基地局について、高度既設特定基地局を配置・運用する計画がないため、本件の記載は不要であり、適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>11 既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務の提供、電気通信設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卸電気通信役務の提供又は事業者間の相互接続に関する条件の設定について、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)等の関係法令等を遵守しながら、様々なMVNOのニーズを踏まえ柔軟に提供</li> </ul>

<p>の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の11)</p>	<p>指定済周波数を使用する基地局の免許を受けていない者に対して、特定基地局の利用を促進するための計画が示されていることから計画は適当と認められる。</p>
<b>評価：適</b>	
<p>12 申請者が提供しようとする電気通信役務について、利用者の通信量需要に応じた低廉で、明瞭な、満足できる料金設定に関する計画及びその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の12)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭及びウェブでの料金シミュレーション等を活用し、利用実態に応じた料金プランの案内を実施</li> <li>・自社の社員や各販売代理店に対し、利用実態に応じた料金プランの案内が確保されるよう、周知等を実施</li> <li>・販売代理店への手数料体系について、随時見直しを検討</li> <li>・電気通信事業法第27条の3 適合プランの案内・周知を実施</li> </ul> <p>利用者の通信量需要に応じた低廉で、明瞭な、満足できる料金設定に関する計画や対応状況等を示していることから計画は適当と認められる。</p>
<b>評価：適</b>	
<p>13 2,330MHzを超え2,370MHz以下の周波数を使用する既設の無線局等の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び体制に関する計画並びにその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の13)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一元的な対応を実施する総合窓口の設置の他、混信対策チームを設置</li> <li>・電波を停波することなく、帯域幅を切り替えることができる技術の開発及び導入する計画</li> <li>・ダイナミック周波数共用管理システムへの特定基地局の登録やシステム指示による停波を24時間365日の運用・監視している運用部門にて実施</li> <li>・電波の監視設備との同一物件等、近接して特定基地局を設置する必要がある場合には、当該設備の設置者に連絡を取って協議を実施</li> </ul> <p>既設無線局等への混信防止等を行う計画を有しており、また、混信防止対策等に応じる窓口の設置を行う計画を有し、その根拠として既設の無線局での干渉調整及び窓口設置の実績や具体的な対応策等が示されていることから計画は適当と認められる。</p>
<b>評価：適</b>	
<p>14 ダイナミック周波数共用管理システム(法第102条の17第2項第2号の照会に応ずるために電波有効利用促進センターが運用するシステムをいう。)を活用した混信対策を行う計画及びその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の14)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイナミック周波数共用管理システムを利用し、周波数を空間的・時間的にダイナミックに共用することで2,330MHzを超え2,370MHz以下の周波数を使用する放送事業用無線局である放送FPUとの混信を防止する</li> <li>・ダイナミック周波数共用管理システムからの停波指示に基づく特定基地局の停波について基地局を24時間365日の運用・監視している運用部門にて実施</li> </ul> <p>ダイナミック周波数共用管理システムを利用した混信対策を行う計画としており、具体的な運用体制についても示されていることから、計画は適当と認められる。</p>
<b>評価：適</b>	
<p>15 0-RANアライアンスが定めるインターフェース仕様等、マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保される規格に基づく通信機器の採用等に向けた取組に関する計画及びその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の15)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年2月から0-RANアライアンス使用の機器を利用した基地局の運用を開始</li> <li>・0-RANアライアンスに基づく機器の採用に向けた取組を推進</li> <li>・0-RANアライアンスの仕様策定に貢献</li> </ul> <p>0-RANアライアンス使用の機器の運用実績もあり、今後も採用に向けた取組を推進していく計画としており、また、仕様策定等の標準化活動にも貢献している実績を有していることから、計画は適当と認められる。</p>
<b>評価：適</b>	
<p>16 2,330MHzを超え2,370MHz以下の周波数を使用する既設の無線局等との地理的又は時間的な共用に伴う電波の発射の停止の際に、指定済周波数を使用する基地局の運用により設備規則第3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のサービスエリア内に特定基地局を設置することにより、サービスを維持</li> </ul> <p>既存のサービスエリア内に特定基地局を設置することにより、共用に伴う電波の発射を停止した場合であっても、他の周波数により電気通信役務の提供を継続することが出来ることから、計画は適当と認められる。</p>



<p>条第1号に規定する携帯無線通信による電気通信役務の提供を継続する計画及びその根拠を有していること。(開設指針 別表第二の16)</p>	<p>評価：適</p>
<p>17 申請者が次に掲げる要件を満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本開設指針に係る2以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。</li> <li>2 本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではないこと。</li> <li>3 申請者の役員が本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行う法人又は団体に所属していないこと。</li> <li>4 次に掲げる者(申請者と地域ごとに連携する者を除く。)が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(一) 申請者の子法人等、親法人等又は親法人等の子法人等(申請者を除く。)</li> <li>(二) 法人又は団体の議決権の総数に対する申請者又は(一)に掲げる者が保有している議決権の数の合計の割合が5分の1を超え3分の1未満である場合であって、次の(1)及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に掲げる者 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合当該法人若しくは団体又はその子法人等</li> <li>(2) 当該法人若しくは団体又はその子法人等との間において別表第一の八3から5までに規定する通信を行う計画を有する場合当該通信に係る当該法人若しくは団体又はその子法人等</li> </ol> </li> <li>(三) 申請者又は申請者の親法人等の議決権の総数に対する法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等(当該法人又は団体を除く。)が保有している議決権の数の合計の割合が5分の1を超え3分の1未満である場合であって、次(1)の及び(2)に掲げる場合における当該(1)及び(2)に掲げる者 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等(当該法人又は団体を除く。)</li> <li>(2) 当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等(当該法人又は団体を除く。)との間において別表第一の八3から5までに規定する通信を行う計画を有する場合当該通信に係る当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等(当該法人又は団体を除く。)</li> </ol> </li> <li>(四) 申請者の代表権を有する役員が法人又は団体の代表権を有する役員の地位を兼ねている場合における当該法人又は団体</li> <li>(五) 申請者の役員の地位を兼ねる法人又は団体の役員又は職員の数、申請者の役員の総数の2分の1超である場合における当該法人又は団体</li> <li>(六) 法人又は団体の役員の地位を兼ねる申請者の役員又は職員の数、法人又は団体の役員の総数の2分の1超である場合における当該法人又は団体</li> </ol> </li> <li>5 第8項第9号を遵守することを示していること。(開設指針 別表第二の17)</li> </ol>	<p>・申請者は、開設指針別表第2の17に掲げる要件を満たしている  ※ 開設指針別表第2の17の要件に該当する他の申請者がいない旨を記載した書類の提出あり</p> <p>・申請者は、開設指針第8項第9号を遵守する旨を明記</p> <p>申請者に関する要件を満たしていることから計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;">評価：適</p>
<p>電波法第27条の13第4項2～5号</p>	
<p>・開設計画が確実に実施される見込みがあること。(電波法第27条の13第4項第2号)</p>	<p>・これまでも開設計画を遵守してきた実績があり、本開設計画の実施においても必要な社内体制を整備</p> <p>電波法第27条の13第4項第1号の審査結果のとおり、特定基地局の整備、資金の調達、社内体制の整備等の開設計画について当該計画の実績、根拠等が示されているほか、開設計画を実施するための認定期</p>

	<p>間中の人員配置計画が示されており、開設計画が確実に実施される見込みがあることから計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>・開設計画に係る通信系又は放送系に含まれる全ての特定基地局について、周波数の割当てが現に可能であり、又は早期に可能となることが確実であると認められること。(電波法第27条の13第4項第3号)</p>	<p>開設計画に係る通信系に含まれる全ての特定基地局について、2,330MHzを超え、2,370MHz以下の周波数の使用を希望していることに加え、既存無線局への混信防止対策等が明示され当該周波数の割当てが可能であることから、計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>・その開設計画に係る特定基地局を開設計画しようとする者が第5条第3項各号(移動受信地上基幹放送をする特定基地局を開設計画しようとする者にあつては、同条第1項各号又は第3項各号)のいずれにも該当しないこと。 (電波法第27条の13第4項第4号) 【電波法第5条3項】</p> <p>一 この法律又は放送法(昭和25年法律第132号)に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>二 第75条第1項又は第76条第4項(第4号を除く。)若しくは第5項(第5号を除く。)の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>三 第27条の15第1項(第1号を除く。)又は第2項(第4号及び第5号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>四 第76条第6項(第3号を除く。)の規定により第27条の18第1項の登録の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者</p>	<p>第5条第3項各号のいずれにも該当しない。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>
<p>・開設計画に係る特定基地局を開設計画しようとする者が電気通信事業法第9条の登録を受けていること又は受ける見込みが十分であること。(電波法第27条の13第4項第5号)</p>	<p>【KDDI】 登録年月日：平成16年4月1日 登録番号：第3号 【沖縄セルラー電話】 登録年月日：平成16年4月1日 登録番号：第71号</p> <p>電気通信事業法第9条の登録を受けていることから計画は適当と認められる。</p> <p style="text-align: center;"><b>評価：適</b></p>

以上の審査において、申請内容が絶対審査基準の各項目に適合していることから、開設指針第8項第2号の規定により、絶対審査基準を満たしている申請の数は1となる。

上記の審査結果より、電波法第27条第6項の規定により、KDDI／沖縄セルラー電話に対して、2,330MHzを超え、2,370MHz以下の周波数を指定して、開設計画を認定するものとする。

また、開設計画の認定に当たり、開設指針の趣旨等を踏まえ、次の条件を付することとする。

<認定の条件>

- 1 条件不利地域や現に5G基地局の整備が遅れている地域での基地局整備に努めること。
- 2 ネットワーク構築に当たっては、第5世代移動通信システムの特徴を十分に活かした多様なサービスを提供するために必要不可欠である光ファイバの適切かつ十分な確保に努めること。
- 3 豪雨や地震等での被害による通信障害に鑑み、停電対策・輻輳対策や通信障害の発生防止等の電気通信設備に係る安全・信頼性の向上に努めること。
- 4 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和3年度版）」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部決定）及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。
- 5 周波数の割当てを受けていない者に対する電気通信設備の接続、卸電気通信役務の提供その他の方法による特定基地局の利用の促進に努めること。特に、当該者を通じた特定基地局の利用の促進に資するサービスを行った上で、当該サービス提供に必要な、当該者の求めに応じた接続機能の開放、接続料及び卸電気通信役務に関する料金の適正化並びにGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて電氣的に接続する方法による特定基地局の利用の促進に一層努めること。
- 6 携帯電話の利用ニーズに対応した低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行うよう努めること。
- 7 第5世代移動通信システムに周波数を活用する場合には、通信速度等の性能について、利用者が誤認しないように、エリアマップ等の丁寧かつ分かりやすい方法で適切に周知すること。
- 8 ダイナミック周波数共用管理システムを活用した混信対策を行い、動的な周波数共用を図ること。
- 9 ダイナミック周波数共用に伴う電波停波の際に、携帯電話サービスを維持すること。
- 10 既存免許人が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための措置を講ずること。